
第I部

国家と法

第 1 章

中国憲法と経済改革の構造

はじめに

私に与えられたテーマは中国憲法と経済改革の構造分析である。世紀の大変動のなかで、人民民主独裁を動かさず、市場経済への改革と資本主義諸国への対外開放をどのように構造的に組み合わせていくかという難問でもある。

今日の中国は広東省深圳の資本主義的管理経営の「特区」の経験を全国に広げる拠点として、上海浦東「新区」の建設にのり出している。しかもソビエト、東欧崩壊の経験に学び、経済改革と連動して考えられている政治改革では急進的方法をとってはいない。21世紀への大変動のなかで「おくれた」アジア社会主義は生き残り、しかも大発展の方向性さえ示している。それは何故か。いかなる「おくれ」と「すすみ」の構造関連を有するかが問題である。日本資本主義は政府開発援助、対外投資などを含め、21世紀にはアジアの指導的勢力となる。社会主義中国との、経済協力と共存の在り方についての新しい理論と実践の方向が探求されねばならない。この第1章は教条的イデオロギー的な古い方法ではなく、中国经济と社会の内部構造の分析によって、その課題に迫ろうとするものである。第I部「国家と法」の出発点の論文であるから中国憲法の概説的史的流れをも解説することが義務づけられている。アジアの社会主義は何故残ったか。アジアにおける立憲主義、民主主

義や人権の「土着」は何故独自の構造をもつのかという社会科学上の難問にも、解明の出発点を与えることになる。

I 中国の特色を有する社会主義法

中国の開発と法という所与のテーマの意義は、中国の経済改革と対外開放の時代の法の現状を理解するに必要な、歴史的構造の特質と現在の変動する法状況を明らかにすることにある。従来、社会主義はいわゆる開発途上国、第三世界の開発独裁よりは進んだ構造をもつものと考えられていた。しかし中国は今日社会主義の段階で、自ら第三世界に属することを自認し、資本主義の成熟発展を経過しなかったが故に、社会主義の段階で、進んだ、資本主義の技術や管理方法を導入し、そのための対外開放を推し進め、深圳特区、沿海開放地区、上海浦東新区などにおいて対外開放を前進させつつある。それは現憲法82年憲法においても共産党の独裁を前提とするものであったが、天安門事件以後は、政治改革において、複数政党制や権力分立、アメリカ型人権をとり入れることをせず、経済改革を共産党の指導のもとに推し進めようとしている。これはいわば、社会主義型開発独裁というべきものであろう。中国の特色を有する、資本主義の成熟発展を経ない、独自の人民民主独裁のもとで、社会主義の段階で、開発独裁により、資本主義経済の「おさらい」を行い、商品経済を農村の半自然経済のなかにも導入しようとする類型は、経済、政治類型、政策類型あるいは法類型としても新しい変種であるといえる。これはソビエト、東欧の社会主義は、変動崩壊したにもかかわらず、何故アジア社会主義、中国、朝鮮、ベトナムは変わらないのかという課題と関連する問題ともなろう。これが世界の辺境の日本と無関係の小国、地域の問題であれば取りあげる重要性は少ない。しかしそれは日本のみならず、世界経済にとっても21世紀の大問題となってきつつあるアジアの時代という新事態の分析とかかわる重大な問題である。

1. 類型論から見た中国の特異性

21世紀のアジアの時代に向けて、世界の歴史的構造の新しい再構築が、最重要の学問的課題となっている。中国法、中国経済法、中国の改革と開放、開発法をどう位置づけるかもそのなかで考えられねばならない。これまでのソビエト中心の社会主義理論、アメリカ中心の世界資本主義体制などが解体しはじめていたのである。遅れた資本主義発展のうえに展開されたソビエト理論が特殊なものであり、一般的普遍性をもたないという点は今日明らかである。逆にアジア社会主義は、まったく主体的な資本主義の成熟発展の欠落のうえに、植民地的従属を主体的革命闘争により克服しており、ブルジョア的人権、近代法の位置づけは独特である。ソビエトの外圧による社会主義化を行った東欧社会主義とその崩壊とも異なった位置づけを中国はもっている。ソビエト理論そのものの、また根源的にマルクス主義理論の、中国化のプロセスも独自のものである。今日、中国ではこれを「中国の特色を有する社会主義」と呼んでいる。社会主義の根幹である生産手段の公有制、商品経済と市場経済の位置づけも独自である。今日中国では、農村の相当部分が、商品経済以前の自然経済、半自然経済であるともいわれている。中国の封建的社会主義、社会主義的封建主義さえも問題となっていた。資本主義の成熟発展の欠落、社会主義革命の主体性、この二つの指標は今日なお中国研究、中国法研究では重要な意味をもつ。これをどのように類型化するか。

日本の法学、憲法学研究は、近代法、近代立憲主義を基準とし、基本に据えている。したがって、資本主義の発展がその前提として存在したか、市民革命が主体的に下から行われたか、外圧による近代立憲主義か、類型論の基準としては重要である。半封建、半植民地の中国、未完の革命としての孫文の立憲主義、中国の民族ブルジョアジーの欠陥もここから生れてくる。開発独裁から出発した外圧型の日本の立憲主義の病理もこの問題と無関係ではない。

2. 1970年代からの憲法類型論と中国の特色

私は1970年代に憲法類型論をまとめ、80年に現代中国学会で報告し、82年に北京大学の法学部で、比較憲法の時間に講義している。80年の大会報告は現代中国学会学会誌に要約があり、北京大学中国語報告原文プリント、84年7月の東京都立大学法学会雑誌にこの類型論が載せられている（注6論文の16ページ参照）。

その再検討から始めよう。私はここで従来のような、大陸法系とか、英米法系といった比較法の類型論と異なり、前述のような、メルク・マールによって次のように分類していた。この再検討は21世紀に向けてのアジア法の位置づけ、中国型社会主義の分析にとって無意味ではない。

資本主義憲法は次の四つに分類される。

(イ)資本主義の成熟発展もあり、下からの市民革命も存在した社会の憲法（歴史的条件の個別差はもとよりあるが、近代立憲主義の母国とされるイギリス、フランス、アメリカなどがある。マルクスはこの類型の歴史的前提のうえに、基本的には、社会主義革命の主体的発展を考えていた）。

(ロ)資本主義の発展は遅れたが存在し、市民革命も特殊後進型で存在した社会の憲法（いわゆるドイツ型であり、最近、近代の発展も、その国の特殊歴史性を重視して考察されているが、ドイツ型の特色は明白で、憲法学では外見的立憲主義、sheinbarな憲法、という用語さえここから生れた）。

(ハ)上からの資本主義の発展は高度に存在したが、下からの市民革命が成功したことの無い社会の憲法（日本異質論、金権病理を生む日本型立憲主義の根本問題はここにある）。

(ニ)資本主義の主体的発展も市民革命も共に存在しない社会の憲法（いわゆるこれまでの第三世界の憲法。資本主義発展志向型の開発独裁の原型。台湾、韓国などの最近の民主化、またアジア型遅れが、急速な経済成長とアジアの世紀を生み出す構造関連が問題。また中国型開発独裁との関連も問題）。

これに対応して社会主義憲法は次のように分類される。

(イ)資本主義の成熟発展の前史をもち、外圧で社会主義化した社会の憲法（いわゆる東欧型である。ソビエトの外圧で社会主義化し、ソビエトの連邦崩壊の前に東独などの消滅をみた。ポーランドなどのように上部構造と大衆の生活次元で資本主義への共鳴体が強く残存し、資本主義法の影響も存在した）。

(ロ)資本主義の発展は遅れたが存在し、内発的に主体的に社会主義革命が存在した社会の憲法（ソビエト・ロシア型。この「おくれ」が官僚主義などの害悪を再生産し、ソ連共産党の崩壊と連邦の解体をみた）。

(ハ)資本主義の独自の主体的な成熟発展を「とび越し」、欠落させ、半封建・半植民地から、内発的に主体的に社会主義革命に成功した社会の憲法（アジア社会主義型。中国、歴史的条件の差はあるが、朝鮮、ベトナム）。

つまり、この第3類型だけがプロ独型の社会主義としては残ったのである。何故アジアの社会主義のみが残ったか（今後、ソビエト、東欧がどのように再生するかはしばらくおいておく）。第三世界の問題を含めて「おくれた」社会主義のみが何故残ったかは、21世紀に向けての世界史上の大問題である。またアジア社会主義の資本主義的管理技術の導入、経済改革、対外開放の問題の基本に横たわるアジア学の新課題である。アジア社会主義はいかなる特殊な社会主義か。

この問題の根本には、マルクスが考えた原理的社会主義、純粋型社会主義ともいうべき問題がある。つまり地球上に実現されなかった、次に述べる第4類型の社会主義、原型社会主義とはいかなるものか。それは何故、実現されなかったかという未解決の難問がある。

つまり(ロ)としては「資本主義社会の正常な発展と主体的な市民革命が存在し、さらにプロレタリアートが主体的に内発的に社会主義革命に成功した社会の憲法類型」が存在する。

中国はまったくこれと異なる。マルクス型の原型ともソビエト型、東欧型とも異なる。これが残存の理由として考えられる。またアメリカ型つまり資本主義類型の(イ)型ではないから、三権分立とか、自由権的人権とか、法の支

配とかいった原理は即座には適用しがたい「おくれ」を中国がもったことは自明ではないか。しかも中国は内発的に主体的に農民革命を遂行し、現在も主体的に「現代化」、経済改革にとりこんでいるのである。つまり、主体的な社会主義的発展が前提となっており、安易な短時間での資本主義型への溶解は考えられない。中国の経済法や開発法を考える類型論的大前提の問題がここにある。

この類型論は1970年代にかけて私が構築したもので、現在すでに時代後れになるはずであるのに、未だ問題性をもちつづけている。

それは何故か、1970年代のこの類型論は60年代の過渡期理論の複雑な中国の歴史的条件の解明と連続性を有し、さらには80年代の中国公認理論、「資本主義発展のとび越し論」とも発展的関連をもっているからでもある。これは後に述べる。

〔類型論から学ぶべきもののまとめ〕

第1に、社会主義の第4類型が先進国に発生しなかったことが、社会主義のさまざまな病理を生む原因となった。何故先進国型社会主義が実在せず、アジア型社会主義が21世紀に残ったかは、世界史上の複雑な問題である。ただ社会主義の類型論からみれば、先進外圧型の東欧と、後進内発主体性変革型のアジア社会主義とでは、対極を形成する。同じ社会主義といっても正反対のものであることがわかる。東欧やソビエトの崩壊を直ちにアジア型にも期待するわけにはいかない。しかも資本主義的「おさらい」は必要で、日本との共存は十分に可能である。社会主義の問題は、生産手段の公有制の存在といった教条的外見の見方だけでは、論じ足りないであろう。上部構造の問題も大きい。

第2に、この類型論から「おくれ」た条件が、かえって「すすみ」を生み出すことがわかる。明治期の日本、過去のアジアの資本主義発展志向型の開発独裁がそうである。そして今日の日本、アジア中進国がそうであるように、かなり民主化された後も、金権病理その他の病理は残存する。そして中国の特色を有する「おくれた」社会主義型開発独裁においても、「おくれ」た条件

は逆に「すすみ」を生み出すことがある。これは中国が21世紀に何故に他国に先んじて、世界経済に登場してくるかを予測する際の重大課題である。また中国社会主義の開発独裁型の「すすみ」が、宗族制度、ムラ社会型封建残余を再生産する問題もある。天安門事件批判で、表面的にのみ中国を攻撃、批判するが、内在的病理の分析では、日本および世界の社会科学はさしたる成果をあげていない。これでは中国の暴走をはばむことも、友好前進も期待できない。

3. 単純化の見誤りと過渡期の複雑性

日本の中国見誤りは今に始まったことではない。次にこの問題にもふれて、中国分析の、私の理論を整理してゆく。「中国憲法の類型論的検討」については、別個の論文をまとめたので、これで止めておく⁽¹⁾。

天安門事件批判でもみられた、中国の人権や民主の、実現の歴史的条件の単純化の誤りは、世界、日本、中国自体の社会科学研究においても、以前からしばしばみられた。重大な欠陥というべきであろう。

1958年の人民公社、大躍進の時期にも、中国、そして中国追隨の日本研究者のなかには、中国では都市と農村の差異はなくなり、政社合一により、プロ独中央集権機能はなくなり、国家は死滅し、共産主義に向かうとの理論が流行した。今日、都市と農村の差は拡大し、政社合一は廃止され、農村では小生産単位さえ復活し、プロ独は開発独裁となっているから、少なくとも当時の歴史的条件の単純化論が誤りであったことは明白である。また文化大革命以前、中国はハエ1匹、犯罪者1人もいないユートピアであり、文革後出現した過渡期階級闘争理論の、中国の曲折した、波型の、ラセン状の発展法則の出現にとまどう者が出てきた。しかし、後になって日本でも知られた、67年4月号『世界』で発表された、63年5月付の「中共中央の当面の農村工作のいくつかの問題についての決定」には、すでに当時、宗族的支配の復活、宗教的土俗結社の横行、殺人、放火などのまさに階級闘争激化の状況が記さ

れており、別の文献では婦女の人身売買、体重の目方による計り売りによる婦女売買さえ記されている。当時、共産主義のユートピアへの接近どころではなかった。にもかかわらず、日本の論者の中国ユートピア論の流行には、啞然とするものがあった。

中国が資本主義から社会主義に至る道筋では、資本主義の成熟発展によるインフラを欠き、上部構造で旧社会の残りかすは根強く存在し、生産手段の社会主義的所有だけでは片づかない政治課題が反復し、波形に起伏して現われる。そうした現象は社会発展のマイナスのみではなく、発展の原動力ともなりうるものである。私は1964年の北京科学討論会においても日本の法律代表として、この過渡期理論を、中国に先がけて、「総路線」つまり60年代からの中国の政治経済の基本方針として位置づけて、中国語で論文を発表している。その原文は、『中国の国家と法』（東京大学出版会、1970年）の付録の7ページに第2章の章題として明白にかかっている。

こうした見解を、当時の日本のユートピア論者は、あたかも中国への中傷であるように思うものもあったが、誤りである。客観的事実を理論化したにすぎない。

4. 「とび越し論」の重要性

こうしたラセン状の発展、「おくれ」と「すすみ」の錯綜した関係は、基本的には、資本主義的商品関係が全社会をおおいつくし、封建的宗族関係などを単純な商品関係におきかえることがなかったことにもよっている。中国社会は資本主義的ブルジョアの平等権、自由権が全社会に波及する基礎的条件をほとんど欠落させているのである。そして今日「現代化」や「改革」「開放」のなかで、商品経済を全社会に発展させ、市場経済の導入により、社会の発展をはかろうとしている。

私の「とび越し論」はこのことを言っているのである。つまり中国は、古代、封建、近代、現代と単純な直線の発展の仕方はとらない。この複眼的構

図と関連して、1974年の現代中国学会報告、77年10月の『中国研究月報』（中国研究所）などの私の論稿が出されている。78年にはアジア研究方法論としてまとめられ、80年の増補第二版の『中国の国家と法』（前掲、拙著）にまとめられている。そこでは第1に、西欧近代法の理論の中国適用への限界が述べられている。天安門事件の民主化運動の限界は、こうした条件に照らしてみても明白である。第2に、そこでもすでにソビエト理論適用の限界をも述べている。ソビエト連邦が崩壊したのに、中国・アジア社会主義が何故残ったかなど問題は92年の今日の段階の問題と関連する。

1987年の中共第13回全国代表大会はいわば、私のこのとび越し論を公認した形となった。「中国の特色を有する社会主義の道に沿って前進しよう」という趙紫陽の党大会報告である。中国は社会主義の初級段階であるが、中国は「資本主義の十分な発展段階を経過しなくとも社会主義の道を進みうる」とし、しかし生産力の巨大な発展が必要である段階を認めないのは、左寄りの誤りであるとする。

私の理論との共通点と、違いについてふれておく。

共通点は、中国の「おくれ」についての厳しい現実認識であり、違いは、「おくれ」は、中国の一部論者のいう中国伝統文化への絶望ではなく、「おくれ」が「すすみ」を支え、生み出す可能性があるという私の独自の視点である。中国の論者にも中国の将来性へのニヒリズムがみられる。しかし今日、中国経済は21世紀にはアジア経済、世界経済の一大勢力圏を形成するなどという楽観論もまた、アメリカ大統領近辺などからさえ出ている（NHKテレビ、1992年1月11日）。これはどうしたことか。

5. 「おくれ」は「すすみ」を支える

これは21世紀のアジア経済の命運を決する理論上の大問題である。まず「おくれ」をみよう。

1987年趙紫陽報告は次のように述べている。中国は半植民地半封建から抜

け出たもので、資本主義が達成した工業化、商品化を達成するには長い初級段階を経なければならないとして、遅れた構造の歴史的規定性を前提として中国の深刻な実態をまとめている。中国は30余年の社会主義の発展により一定の成果をあげた。しかし今日なお、国民総生産の1人当りの水準は世界の低位に甘んじ、8億の農民は手作業の用具で生活をたて、現代工業も100年以上遅れているものもあり、文盲半文盲も4分の1、数億存在し、自然経済と半自然経済がかなりの比重を占め、社会主義民主のための経済的文化的条件も甚だ不十分で、封建主義、小生産者の思想などが幹部をむしばんでいる、とする。

そしてソビエトや東欧との違いという今日の最重要の問題点にもふれている。このような立ち後れた東方の大国で社会主義を建設することはマルクス主義発展史上の新課題で、マルクスが考えたような高度に発展した資本主義の上に社会主義を建設するのは、条件がまったく異なるとする。つまりソビエトも一部の東欧社会主義もモデルとはならないとする。

中国の新課題は、明らかにこの「おくれ」が「すすみ」を支える条件を、他のアジア諸国と同様に、21世紀のアジアの時代にどのように生み出すかにある。

しかるに中国にも、日本にもこの「おくれ」に絶望し、数十年前のアジア的停滞性にも似た議論があるのはいかなるわけか。法学の面でも、西欧近代の18世紀型人権が中国に存在する条件がなかったことは自明で、それがないから絶望ということになるか。また中国の開発独裁の一側面としての欠陥、野蛮性を是認するか、これをどのような段階設定を経て克服するかが問題なのである。それは単なる中国法の問題を越えて、21世紀に向けてアジアの法学研究者の解決すべき世紀の新課題である。中国の「おくれ」の問題にこだわるのは、中国法研究のわき道ではない。ロイヤル・ロードの基本的な大問題である。

中国社会の「おくれ」の問題は、法的には1990年代中国の近代的租税法律主義も罪刑法定主義も無視して、税金、リンチを勝手に行う「土皇帝」共

産党幹部の存在、またプラス面としては、法律の空白を補う土法律、裁判を補うムラ社会の「おきて」、「調解制度」の問題があり、注(6)などの論文ですでに実証した。

しかし、「おくれ」を絶望視する知識階級の問題は、蘇曉康氏の「河殤」によく示されている。

「河殤」の第1部は、なんとアジア的生産様式論に始まる。大規模な人工灌漑施設を必要とする農業社会が、当時の生産力水準では、高度に集中した中央専制権力を必要とした。そして民主、自由、平等はアジア的なものにはなりたいとする。「わが民族の心魂が黄河の育成した古文化の気分はまだ深くひたり、祖先の歴史の陰影に遅々としてとどまっている」「黄河は祖先が創造したような文明をもう一度生み育てることはできない」とする。黄河に頼っては新しい文明を生み出すことはできないとする。中国の「おくれ」に対する否定的評価のうえで新しい工業文明を展望するのがこの論文の特徴である。独裁の専制政治を透明で民意を反映した科学的な民主政治に開放する道を、伝統の否定に見出すのがこの考え方の特質である。「河殤」の評価はさまざまにあらう。専門外の私がこの文明論を断罪する気はない。しかしそれならば、21世紀に「おくれた」アジアが、世界経済の先頭に立つという可能性を証明することはできない。「おくれ」がいかに「すすみ」を支えるかの発想の逆転が必要なのではないか。それが世界史において普遍的意義をもつ、近代法や近代立憲主義をどのような形でとり入れ、独自のプロセスを経て普遍に達するかが大問題なのである。民主や人権を中国の「おくれ」に対置させるだけではまったく初歩的な啓蒙的意義しかもつことはできない。もとより私はそのような一般的な単純な単線史観を批判しているので、「河殤」の複雑な内部構造に立ち入る気はないが、アジア社会では「おくれ」を嘆くだけでは何の解決にもならない。

ここまでは、複雑な重層史観に立ち、過渡期の複雑な波形、ラセン状型の「おくれ」と「すすみ」の相互円環構造により発展してゆく中国の基本路線と、その原因を中国の資本主義成熟発展を主体的に展開しえなかった半封建

半植民地の特質に求めた私の「とび越し論」について述べてきたのである。

今日中国は、経済改革と対外開放を、これまでのアジア新興諸国のように資本主義発展指向型の開発独裁によることなく、中国の特色を有する社会主義型開発独裁により達成しようとしている。問題をこの点に移そう。

6. 中国の特色を有する社会主義型開発独裁

こうした概念が中国にあるわけでもないし、また日本で確定されているわけでもない。私の創造による現代中国分析の試論的道具概念である。21世紀のアジアの時代の将来において、日本とともに経済の先頭に立つとも考えられる中国が、「資本主義発展志向型の開発独裁」をとるのか、「中国の特色を有する社会主義型開発独裁」をとるのかは、日本の経済界にとっては命運を決する大問題でもあろう。もとよりアメリカの論者のように、アメリカ型の民主政治との対極と考えて、その変更を性急に迫る必要は日本にはない。アメリカが空白を重ねてきた米中国交回復以前の時期においても、日本の理論家は中国と交流を行ってきたし、また私も、ブルジョア・リベラリズムの立場から、中国型社会主義とは、一貫して冷静な友好的立場と主体性を逆に強める形で、交流を行ってきた。日本のアジアへの経済発展は、「中国の特色を有する社会主義型開発独裁」と、対等互恵の協力を充分に行いながら可能である。

私は『ジュリスト』1992年2月15日号でこの試論を問題提起し⁽²⁾、上海型と深圳型との対比で若干実証してきた。ただ短いスペースの同誌論文では、この新しい概念を説明する余地はなかったため、ここで解明を行っておきたい。開発独裁待望論は他にもある。しかし、問題はいかなる独裁かであろう。

開発独裁という用語は、第三世界などの発展途上国政府が、しばしば強権的な方法によって開発による近代化を達成した場合に使われてきた。こうした、人権や民主の発展を二次的なものに止め、憲法や近代法の表面的採用も実態とはかけはなれていて、国家財政も、生活や福祉、人民の豊かな環境づ

くりを行う社会資本の投資は節約し、経済と工業力の発展に集中的に投入する独裁体制を、開発独裁とってきているようである。この結果、貧富の差が拡大し、社会権のみならず自由権の侵害が多発し、その抵抗を抑圧するためにも強権を発動する欠陥がある。アジアの、民主化以前の韓国などもその例であろう。中国の天安門事件などは、今日の段階で、社会主義の体制の下で、人民の軍隊であったはずの人民解放軍が用いられた点に異質の特色がある。

資本主義国家の場合も経済の面では、超先進国であるはずの日本を、異質な独自の体制とみる見解があることは周知のとおりである。それはまた開発独裁の一種の変種であろうか。

オランダのウォルフレンは、日本を開発独裁そのものとは言わないが、次のようにみている。彼は日本が資本主義的自由市場に属するというの是一种のフィクションであるが、ソビエト型の中央統制経済でもないとする。欧米の近代立憲主義国家と共産主義的独裁型とは別の第3類型に属するという⁽³⁾。韓国や台湾も日本をモデルとして、異常で強力な推進力により工業化したとする。つまり発展途上国のモデルとなる資本主義的発展途上国家 (capitalist developmental state) であるとする。1989年、私はアメリカのデューク・ロースクールの学会に出席した前後、日本異質論は日米の構造障害論と戦略的關係があり、その旗頭は日本通商産業省の研究でも知られたチャルマズ・ジョンソンであることを知ったが、このジョンソンがこのCDSとしてアジアの開発独裁国家を定義づけたという。産官結合の一つの変種とみている。

私はこの定義を借りて、「資本主義発展志向型開発独裁」という概念を試論的につくり出した。この「おくれ」が「すすみ」を支える独自のアジア型類型は欧米の学者にとっては謎 (enigma) であるかも知れない。私が注意したいのはアジア経済は「すすみ」によって直線的、単線型に前進するだけではないという点である。

この「すすみ」を阻止する要因であるはずの「おくれ」を前進の要因に変

化させてゆくのが、「中国の特色を有する社会主義型開発独裁」の新しい課題であろう。そして日本についても資本主義的普遍にいかにも到達し、生活文化大国となりうるかが問題であるように、人類普遍の理念である人間の解放に、いかにして中国型独裁が到達できるかが、21世紀の課題なのである。

それがまた中国開発法という与えられた命題の究極の目的であると私は考える。

要するに、私はここで、資本主義の変種としての資本主義型開発独裁と、社会主義の新変種としての社会主義型開発独裁という変種を考えてみたのである。そしてこの、ある種の開発独裁であった明治維新以来の日本と、中国との、新しい結合が、21世紀の歴史を決定するとしたら、単なる変種の問題として片づけることはできない。

7. 中国の人権状況と近代法

経済改革は商品経済の発展に相応する契約の平等、生活と人権への権力的干渉の排除を求めるし、外国資本への中国側の行政的干渉を排除し、企業活動の自主権を認めなければ、対外開放はありえない。開発と独裁は矛盾する概念でもある。第三世界の人権論はこの矛盾する二つの側面をもつといえよう。

天安門事件以来の欧米側の中国における人権無視の批判に対抗して、中国は1991年11月長大な白書を発表している⁽⁴⁾。手元に着いた『北京週報』でこの問題を見てゆこう。週報の日本訳は「中国の人権状況」となっており国务院報道弁公室による発表となっている。その「まえがき」に中国の主張は要約されている。旧中国は帝国主義、封建主義、官僚資本主義の圧迫の下におかれ、人民大衆に人権と言えものは「なにもなかった」としている。これが第一段で、第二段は、今日、中国政府は「世界人権宣言」に高い評価を与えているとする。だが、と第三段階で固有の論理を展開する。人権は「各国の歴史的背景、社会制度、文化伝統、経済発展状況に大きな差がある」とす

る。一種の三段階の論法である。そして中国は「発展途上国である」とし、人権の先進国でもないと正面から「おくれ」を認める。

そして開発途上国としての中国と、先進国との歴史的条件の差を前提として、次のような「最も簡単な道理」を述べる。人権の基本は欧米先進国の自由権などではなく、いわば裸の生きる権利、餓死からの自由「人民の生存権」であるとする。

つまり世界人権宣言の「すすみ」と中国の政治、経済、文化の「おくれ」との構造関連はどうなっているか。この矛盾をどう克服するかが最も基本的な課題となってくる。

中国は国連の人権と基本的自由を普遍的に促進する努力を賞讃、支持するとする。

しかし、あらゆる国の歴史的条件を無視して、人権を利用して内政干渉することにも反対する。中国はいまなお「発展途上国」であると断言する。第1章の生存権の章でも、中国は衣食問題を解決したが、経済発展の水準はまだかなり低く、人民の生活水準は先進国と比べてかなり大きな開きがあるとし、ひとたび動乱が発生すると人民の生存権がおびやかされるとする。コメントすれば、この点が中国にプロ独を必要とし、天安門事件鎮圧に対する社会的批判のブレーキともなる客観的条件ともなる。また資本主義的自由経済の発展志向への限界ともなる。中国社会主義の基礎は生産手段の公有制であると第3章でも明言する。そしてまだ生産力の発展水準はそうした単一の公有制すら実現できる段階にはなく、他の経済構成要素を補完的に発展させることを奨励しているとする。そして基本的には公有制経済の主体的地位を動揺させる私有化を実行することもないとする。

1990年の統計では所得の最高と最低の差は20%にすぎないとし「これは中国が経済的にまだ発達していない状況の下で11億人民の生活を保障し、両極分化によって社会が対抗状態に陥ることを防止している」とする。アメリカや日本ほどの自由経済による所得差をつくれれば、飢餓人口による叛乱が起こるといっているのであろう。コメントすれば、そこで市場経済による自由放任と自

由権の主張をもちこめば、啓蒙的意義はあるが、限界は明白であろう。したがって中国に自由権を發展、定着させようとするれば、生活水準の向上と、商品經濟發展の段階的歴史条件の設定こそが重要である。

この人権白書は、犬と中国人入るべからずとする旧中国の悲惨、日本帝国主義の侵略による1千万人の虐殺、東北地区労働者だけで200万の労働者殺害の数字もあげている。また農民の収穫の90%に及ぶこともある1656の雑税の存在など、旧中国では80%の人が飢餓、半飢餓の状態にあり1946年の餓死は1千万人に達したとする。新中国はこの生存権と衣食の問題を解決したとする。

新中国の共産党のほかの八つの民主党派の存在について述べ、中国には凶器をもった叛乱行為、スパイ行為を刑法により処罰するなどの他は「中国にはいわゆる政治犯はいない」と断言する。行政罰による労働矯正も厳格な法定手続によるとする(4章)。労働者は企業の主人公であるといい、宗教による旧中国のミッションによる分割や、干渉には反対するが、宗教信仰の自由は認めるとする(6章)。チベットの少数民族についても、3等9級の封建的農奴制、目玉をえぐる、舌を抜くなどの残酷な刑罰もなくなったとし、福祉、教育の成果をあげる。また計画出産を非人道的であるとする内政干渉に対しては「新たに増える国民所得の4分の1が食いつぶされる」新たな人口増加の問題、毎年計画出産にもかかわらず増える1700万の人口増加をあげる。

これら中国の政治、經濟、人権に対する外国からの干渉に対する反論は「たてまえ論」であろう。したがって表面的再反論は可能である。中国社会主义の封建的「おくれ」の実態はまた述べる。

中国が強調するのは自由権的欧米型の人権ではない。第三世界の第三世代の人権ともいわれる發展権である。第三世代の人権としては環境権など發展途上国の生存環境破壊に対する防衛の権利もあるが、それは生存権、發展権とも連動し、従来の自由権とか20世紀型の社会権といった分類の發展延長上のものか、否かも問題である。

中国のこの人権白書は發展途上国としての中国における發展権の重視に集

約できるのではないか。この中国の人権白書は次のように述べる。「中国は1981年から国連人権委員会の発展権宣言起草政府専門家グループに参加し、86年採択後の実現問題にも積極的であったとする。中国は発展権問題を重視しており、歴史の発展につれて人権の概念とその内包もたえず発展すると中国はみている。発展権宣言は、「人権は個人の権利でもあれば、同時に集団の権利でもあるとうたっている」。それは伝統的概念を突破し、貧困線以下の生活をしている第三世界の優先的な権利であるとみる。それは生存権と社会的経済的権利をも包みこむものとしているようである。結論は第46回人権会議の決議にいうように、あらゆる人民と文化にあまねく適用できる発展モデルは一つも存在しないとする。当該国の歴史と経済、政治、文化の具体的条件によって異なり、自分のモデルを他人に押しつけるなどとする。

以上の結論は人権の共通点を求め、普遍的な世界人権宣言に高める必要性がないということにはならないし、また天安門事件などの軍事独裁を容認することにもならないと私は考える。世界の冷戦終結後の大変動期のなかで、強権政治が存在し、国家緊急権が突出する状況は好ましくないであろう。

しかし、中国はやはり新しい人権を求めながら、まず発展途上国としての開発独裁の段階にあるというべきであろう。そこでなお、中国の伝統的「おくれ」と近代国家として発展し経済改革、政治改革を推し進める「すすみ」はどのような関係に立つかという基本問題が探求されねばならない。

II 中国憲法の歴史と特色

1. 孫文の評価と中国の立憲主義

中国の資本主義が独白に発展する可能性はあったか。地主と軍閥の混戦のなかで近代的ブルジョアジー、近代立憲主義は発展する可能性はあったのか。

そもそも、今日の中国でも資本主義発展の萌芽を肯定する考え方で、呉承

明氏のように否定するほど大なる実証的研究のある現在、それは歴史家の専門的作業にゆだねるべき問題であろう。孫文の研究も鈴江言一などの研究から、今日の辛亥革命の研究にいたるまで日本の学界の専門的蓄積は多い。

最近も中国社会科学院の胡繩報告などがあり、現代化に即した孫文研究も行われている。中国の近代経済の発展の阻害要因を、封建宗法関係などに見出し、否定的にとらえる没落史観も強いようでもある。反面、孫文の外資全面利用政策と開放主義を台湾の経済発展と関連し評価する見方もあるようである（『中国研究』87号、特集「中国近現代史研究の新潮流」、中村哲夫論文）。中国歴史学会の代表誌『歴史研究』の1991年5期張海鵬論文も、今日の胡繩論文から、李沢厚の孫文を空想社会主義とみる見解までを、紹介している。

私は今日の中国の、官僚の腐敗、採用制度のネポティズムや、財政制度の混乱と汚職の横行をみると、孫文がアメリカ型三権分立の他に、中国固有の考試権と監察権などを評価した五権分立の考え方は面白いと思っている。孫文の中国と外国の精華を集めるという開かれた態度は、楽観主義、空想主義の側面はあったとしても、今日の現代化の段階では再評価すべきではなからうか。

それは専門家の課題であるが、中国のブルジョア憲法、近代法の位置づけを概観だけしておこう。

1898年の戊戌の変法における康有為は一般に近代的改良思想と実践の先駆とされている。彼は経済政策においても洋務派とともに資本主義を發展させようとした。その変法の立憲君主制が西大后らにより挫折させられた後、孫文らの革命派は立憲君主制にも反対し、理念としては前述のような近代立憲主義、ブルジョア民主主義をもつ革命運動を行った。その革命綱領は一定の進歩的役割を果たした。清朝政府はこれに対抗し「欽定憲法大綱」などにより延命をはかろうとしたが、それらは清朝滅亡の副葬品となった。

1911年の辛亥革命により民国が成立したが、封建軍閥の混戦となり、幾多の制憲事業が行われた。天壇憲法草案、中華民国約法、など憲法が装飾品として使われた実態を示す原資料や文献も私の手元にあるが、中華民国の制憲

史はまた別の機会に孫文の再評価をも含めて行いたい。いずれも近代立憲主義を表面上は装い、新しい近代法の体系も日本の法律顧問をも招いて制定しようとした。行政権の優位、刑法の重視と民法の軽視、儒教イデオロギーの肯定などの複雑な問題がある。蒋介石国民党の近代化政策もそのファシストとしての側面と幼弱な中国民族資本家の代表としての側面があるが、その構造も機を見て再検討したい。1931年に「訓政時期約法」を宣布し常に近代立憲主義を表面的に援用する努力は、抗日戦争期から内戦の時期にまで及ぶ。

中国民族ブルジョアジーの虚弱性と近代中国に果たしたその役割の評価は、所詮、中国資本主義の阻害要因にまでさかのぼる。

中国の封建残余「すすみ」と「おくれ」の問題は後にもふれたい。軍閥混戦の時期にまで及ぶ、清朝以来の地主、商人、高利貸、官僚の一体化の問題ともなる。

ヨーロッパにおいてはブルジョアジーの貨幣権力が土地権力と対立し、都市の商人は市民階級として権力によって立憲政治を実現した。これに対し中国の工商業者は都市の自治をもつほどの高い地位は実現できず、その地位は低かった。地方都市における官商の横行があり、それは今日なお、吉林省の国営デパートなどで官商という批判が残るほどのものである。都市商人は経済権力として政治権力から相対的に独立することもできなかった。中華大帝国の都市商人、地主、高利貸は三位一体となり、ヨーロッパの商業と高利貸資本、前期商業資本の発展が封建制を崩壊させたとは逆に、高利貸資本は土地を求め、封建的地主制と結合し、汚職封建官僚と一体化し、封建的閉鎖的経済を維持する役割を果たした。清朝の大官僚は地主でもあり、商業をも経営した。この清朝期の徐氏、孫氏などの実証は呉承明主編のアカデミックな大著『中国資本主義の萌芽』（第一巻、人民出版社、1985年）にも詳しい。近現代中国における清朝以来の、そして現代的に再編固着された「封建残余」については、後に述べる。

臨時約法の破棄と辛亥革命の失敗は中国における近代立憲主義の困難性を示すものでもあった。中国の社会主義革命初期の統一戦線はこのような近代

立憲主義と人権の「問題の継承」としての意味をもっていた。中国の革命根拠地の1930年代からの考察もまた別箇の大問題である。統一戦線型の憲法思考の例としては1949年の「陝甘寧辺区保障人權財權条例」があり、近代的人権の保障の問題がひきつがれている。中国軍閥などの封建性と近代化の未来に絶望した中国知識階級は、この国民政府との統一戦線下の「辺区」に、人間開放の希望を見出したことは、エドガー・スノーの『中国の赤い星』などのアメリカのジャーナリストの文献によっても知ることができる。

2. 中国社会主義憲法の歩みと構造

こうした統一戦線型の思考は1949年の「中国人民政治協商会議共同綱領」に連続し、連合独裁論として、民族ブルジョアジーの人権観念をも包摂する可能性をももっていた。こうした中国が近代立憲主義型の人権の「問題の継承」を止め、ソビエト型のスターリン憲法などの影響を受けたプロレタリアート独裁の憲法を確立したことにはさまざまな国際的、国内的要因があろう。しかしアメリカの中国孤立化政策などとも関連しよう。

1954年に公布された「中華人民共和國憲法」は、それ以後の中国憲法史のなかでも、最もソビエト型のプロ独憲法に近いものである。本来、革命根拠地以来の中国憲法が、中国独自の歴史的条件をもとにするもので、ソビエト法の継受そのものでなかったことは、中国研究者の認めるところであろう。54年前後の社会主義中国はソビエト法や経済の影響を最も強く受け入れた時代でもあった。法学でもソビエト法の翻訳文献も多かった。しかし当時のスターリン・モデルが中国の封建的専制主義の伝統を変革したかどうかは問題である。社会主義法の教条の背景には、別箇の中国農村の土着方式が存在した。このことは、法律の面でも、ソビエト型裁判制度よりは「辺区」以来の巡回裁判や調停制度が大きな役割を底辺では果たしていることによってもわかる。

中国がソビエト型と訣別し、中国型の社会主義の途を歩むにいたったのは、

他ならぬソビエト自身のプロ独裁の終えんを主張した、全人民国家論などによるものであった。それは実りのない教条論争となったが、歴史的条件と発展段階が中ソではまるで異なっていたので、この分析こそが、当時私も批判したように、社会科学的には重要だったのである。中国は1960年代になっても、社会主義の初期段階のそのまた入口に立っていたにすぎず、旧社会の遺制は根強くはびこり、法律の面でも、無階級社会の全人民国家論をとり入れることなどでさず、プロ独裁の鎮圧と教育の機能をこれから強化し整備する段階にあった。ソビエトや、先のアメリカの中国理解は、この点でも問題があった。人民公社の発展を共産主義の段階を展望するコンミュンであるとみる理論は、中国には犯罪者もおらず、ハエ1匹いないという主観的中国礼賛論を日本にも流行させたが、中国の監獄には犯罪者があふれるようになり、1964年に実態を見学していた私は啞然とするほかはなかった。こうした現象は引続く文革期にもみられた。噴出する封建残余や野蛮なリンチ、極左の政策が生み出した大量の飢餓現象を見ずに、この思想革命による前途への楽観論が日本の論壇をも風靡した。私の説など異端以外の何物でもなかった。しかしやがて正統理論となった。今日もそうであるかも知れない。これはむしろ初歩的な科学精神の問題であろうか。さらに研究者の主体性の喪失も、ブルジョア革命とブルジョアリベラリズムを生み出した歴史を真正にはもたない、日本の学会の欠陥でもあろう。文革直前、私はこの中国の過渡期の複雑性と長期化に着目し、中国理論にも先がけて、64年の北京科学シンポジウムにおいて、日本法律代表としての中国語報告で、過渡期理論の新段階を「総路線」つまり中国の政治、経済の基本方針となりうると位置づけた（この点は拙著『中国の国家と法』、前掲、付録に報告原文がある。付録7ページ参照）。

中国はアメリカ型人権ともソビエト型無階級理論とも訣別し、文革期には毛思想による極左路線を推し進めた。だから1954年憲法はまったく実効性をもたないものとなった。90年代の今日でも、中国では国家権力の行動を制約し、規範的根拠を与える実効性のある憲法とはなっていないが、1975年憲法は条文自体も単純で、短く、単なる文革の政治的理念の表現にすぎなかった。

当時は毛沢東語録の方が権力の行動基準となっていたといえよう。裁判や検察の機能は破壊され、天安門事件の数千、数万倍の人権破壊が行われたといえよう。前近代的な裸の暴力がはっきりと現代中国には実在することを私は知った。法治、人治のいずれかという問題ですらなかった。それは社会主義的民主や近代立憲主義の民主とはほど遠い封建社会主義であったともいえよう。以上は文革憲法ともいわれた1975年憲法の問題である。

1978年憲法は、75年文革憲法と84年の現在の憲法の間中に位する短時日の経過の憲法であった。それだけ文革期の裸の暴力を規制する「法治」が求められたのである。文革期の私設法廷、リンチなどが批判された。この憲法のもとで、刑法、刑事訴訟法などがまず制定されたのもその理由による。「法制」の時代が始まったのである。当時私は吉林大学の法学部などで講義し、社会的背景は理解している。この段階で従来表面的には論議されなかった、社会に実在する封建遺制が明らかにされていった。土政策、土法律、ヤクザ性、派閥性、党官僚の土皇帝的性格、百貨店の官商的性格などである。

資本主義の成熟発展が進展し、商品経済がすべての封建的イデオロギーを溶かしていった欧米社会とは異なり、中国では文化大革命の「急進的」主張は、かえって「後進性」を噴出爆発させたのである。「幫規派法」とか「团伙」とかの、ヤクザ性を示す用語が当時使われた。また共産党高級幹部の子弟の土皇帝の皇太子ぶりなど、とうてい法治国家とは思われない現象も見聞した。刑法典が制定され、プロ独下で実効性をもったのは、こうした前近代的裸の暴力に対する社会的不満が存在したからである。しかし民法典はあいつぐ草案にもかかわらず実現するには至らず、今日なお総則と個別的法律のみに止まる。中国革命はフランス市民革命のような法律革命、ブルジョア市民革命ではなく、農民革命であった。フランス型民法典が体系的に完成する下部構造が存在しないことはもとより、ソビエト・ロシアのように、商品交換の即時的反映としての民法理論を、パシュカーニスらによる学説としても出しうる基盤は存在していない。当時の吉林省の農村社会の閉鎖性と貧困は、今日残留孤児により、日本にも知られるようになったが、私が見聞した

実態からみても、内陸部の実態は、裸の生存権の確認が前提とされるようなものでもあった。それは本来20世紀型の社会権をも越えたユートピア的社会主义社会ではなかったのである。中国の特色を有する社会主義とは、単なるイデオロギーの問題ではない。

3. 現憲法の構造的複雑性

中国社会は1980年代においても、封建遺制、封建遺毒、封建残余ともいわれた独自の社会構造をもっていた。それは表面上の社会主义憲法の条文上の構造とは異なるものであり「ほんね」と「たてまえ」の差と比喩的に言ってもよい。

1982年憲法は、こうした構造上の重層的諸矛盾をおしる前提として制定されている。82年憲法は、ここからテイク・オフしようとする、中国の特色を有する社会主义型開発独裁憲法であったとする仮説、試論も検討してみる必要もあろう。もとよりそうした仮説を明示したものは少ない。82年憲法は明らかに、プロ独規定と、中国式現代化、経済改革の双方を内在させている。つまり「開発独裁」の変種ではないのか。前文は人民民主独裁「すなわち実質上のプロレタリアート独裁」を強化したものだとしている。また第1条は「人民民主独裁」を明白に規定している。

経済改革の面を条文で見ておこう。第14条は经济管理体制と企業経営管理制度の改善、各種責任制の導入、労働生産性と経済効率の向上による生産力の発展を規定している。第15条も計画経済の他に、市場調節の補助的作用の導入を規定している。市場経済は補助的なものとし、そのうえで経済効率を重視し近代的な企業の管理技術を重視し、プロ独裁下の開発独裁を推進しようとしているとみられよう。ここでも、市場経済と計画経済をたてまえとしては対立するものとはみていないが、両者は実態としては、さまざまな矛盾を生み出してくるのである。第16条は国营人企業の经济管理の自主権を認める規定である。今日外資による企業の自主権などの問題があり、実態として

は党官僚や地方政府官僚の企業に対する物資の無償調達や、指導を名とする介入があり、自主権の侵害は、1990年の時点では存在していることを法学界の主要理論誌は述べている⁽⁵⁾。第17条は集団経済の自主権、第18条は外国企業の投資と中国との多様な協力を認める規定である。憲法のたてまえでは、中外合資経営企業における外国人の合法的権益を保護しているが、実態としては、80年代に契約の不履行を始めとする問題が多発している。

1982年憲法はプロ独型の経済改革の根本法であるが、それ自体多様性と重層性による矛盾の発生を前提としている。例えば、所有権については、第6条の全人民所有制、集団所有制、第11条の個人所有制の関係などの問題がある。半自然経済のムラ社会型の地方の集団所有制と豊かな個人経営者との争い、ねたみ、なぐりこみなどが1980年代には見られた。国营企業の非効率性は今日の大問題であるが、市場経済と沿海地域の自由な発展を認めれば、所得格差は増大し、農村部の反発は強まる。農村部の請負制、小農経済の温存をはかれば、宗法観念、旧社会の意識は培養される。土地所有権についても沿海部の外資導入を考え、使用权については譲渡を認めるなど、憲法の改正も行われている。社会主義的なものと、資本主義的技術、封建的慣行などが複雑にからみ合う。

経済制度そのものの重層性については、1982年の全人代における憲法制定時点での彭真報告、つまり「憲法改正草案の報告」という重要文献が、その複雑性と重要性を明確に述べている。

4. 憲法改正報告にみる複雑重層性と多様性

同報告は経済制度の重層的併存をまず次のようにまとめている。国营経済、集団経済、個人経済という3種の経済は「おのおのが一定の範囲内で優越性をもっており、それぞれの位置づけと作用は同じではないが、しかしこれらは皆欠くことのできないものである」として複雑な重層的併存関係をまとめている。相互の矛盾についてもこの報告は次のように述べている。資本主義

商品経済への方向性をもちかねない個人経営経済と社会主義の国営経済との関係は矛盾し合うのではないかとの疑問に対しては当時はまだ、個人経済の比重は小さく、国営経済を主導とするという前提のもとで各種形態の経済を進展させるのだとしていた。

コメントすれば、製鉄など基幹産業を国営経済がにぎり、計画経済を主とする方法で運営し、雑多な小商品と消費物資の生産は個人経済にまかせ、市場経済にまかせるというのもであろう。しかし今日では国営経済の基幹である大企業の赤字と非効率が計画経済をゆるがし、その効率化が問題となっている。つまりその内部でも計画経済と市場経済の矛盾が出てきている。命令的な指令計画の親方日の丸と、指導性計画のゆるやかな枠という共存政策は、一般の経済活動をいっそう複雑にしていた。憲法、憲法報告の考え方はたてまえとしては計画経済と市場経済は矛盾しない、共存しうるとしている。しかし1987年の13全大会の時期には、ゆるやかな間接的コントロールを主とする方向に変わる。

1980年代の後半にかけて、経済特区においては、市場経済が基礎となり、資本主義的技術や管理方法がとられ、中外合資企業の自由な発展が行われる。しかし、それは特区という特別なこいこみのなかで、外資導入を主として「外向型」のものとして深圳特区などが発展してきたのである。これを中国全土の「内向型」に広げようというのが、上海浦東の「新区」にみられる考え方である。両者は二分されるというより両者ともこの二つの方向が、からみあい、ラセン状に発展してゆくとみられる。大連への広がり、沿海地区から東南アジアへの関係への拡大を考えれば、複雑なアジア学へと対象領域を広げねばならぬ。その共存と競争関係、日中関係を含む米中、中韓関係の発展も考えねばならぬが、それは本論の対象からはなれる。

1982年憲法から84年の経済体制改革への連続性と変化、天安門事件以後の中国型開発独裁にいたる政治変化も述べねばならぬ。また政治改革と経済改革の連動性も経済法には大きな影響を与えてゆくであろう。そして、その背景にある農村の人民公社解体以後の小農経済への復帰の傾向と「封建残余」

の根強い再編再生「現代中国社会の宗族的構成」の問題もある。92年には「社会主義市場経済」の公式用語も生れた。

最後に憲法のプロセスを追った、私自身に課せられた問題のまとめとして、前述の1982年の憲法報告の総括的部分を引用し、この重要文献も公然と確認している複雑巨大な中国研究の問題の一端を示しておく。

「わが国の経済は比較的におくれている……わが国は国土が広く、各地区、各部門、各企業の経済、技術、文化の発展が非常に不均衡である。われわれの社会主義経済は原則性もあれば弾力性もあり、統一性もあれば多様でもあることが必要である。このようにすれば中央の集中した統一的指導のもと、地方、機関部門、企業および勤労者の積極性を十分に発揮させ、土地と時期と事柄と人に応じた適切な措置をとって、人の才能、地の利点、物の効用を十分に活用し、商品の円滑な流通をはかるのに有利である。憲法改正草案（1982年憲法の）は、このような精神に基づいて経済面の条文を定めている」

以上のように憲法報告は経済法の根本方針と原則をまとめている。

最初から、経済法の時期、土地、人の複雑な多様性に基づく、合目的な裁量と適用の差異、政策的な運用を認めているのである。現に私が現地調査を1980年代と90年代に行った経験から考えてみても、80年代と90年代とは異なり、法律の適用も広東省の特区と上海の新区では異なり、地方条例、行政命令も整然とした法段階構造は、憲法、法律（全人代）、地方法規、行政法規との間でもできてはいない。

Ⅲ 「改革」「開放」と「封建残余」

中国は社会主義的プロレタリアート独裁と経済改革、対外開放を両立させようとしている。中国民主化運動は何故に「天安門事件」で挫折したか。五四運動以来、何故中国の啓蒙的民主主義は都市にとどまり、ブルジョア民主

主義革命は農村に広範に「土着」するにいたらなかったか。

ここに「おくれ」と「すすみ」の問題があり、その深さと広さは未だ社会科学的分析としては成功していない。社会主義中国の初期、何故ソビエト型スターリン・モデルは封建的専制主義と結びついたか。文革の共産主義の理想は何故封建的裸の暴力を噴出させたか。天安門事件にみられた民主化運動は何故、軍事独裁により弾圧され、農民層はこれに対しほとんど無関心であったのか。「たてまえ」の社会主義とは別個に存在する、宗法社会などの中国的伝統の「ほんね」とは何か。

1954年憲法、中国の人民民主独裁の実体は何か。75年憲法の極端な左寄りの思想と法制無視の根源は何か。78年憲法の「法治」「法制」とは何か。82年憲法の「現代化」の根本法典とは何か。そして究極的に中国の特色を有する社会主義とは何か。それは中国経済法、開発法の根底にある人間題で、未だ世界の社会科学はその分析にまったく成功していない。そして21世紀のアジアの時代には、中国は日本経済にとってどうでもよい辺境の小国ではない。

中国研究の深化発展のために

私が「現代支那学」を橘樸や尾崎の著書や、講義で学びはじめて、本年でほぼ50年となる。半世紀は決して短い時間ではない。しかし中国はまだ、なお、わからない存在である。1991年に政法大学の董教授は、わからないことがわかったのは大進歩だと北京の宴会でなぐさめてくれた。わからないから面白いのだというのは私の答である。ティーン・エイジャーの時期から本格的中国研究を始め、現在まで研究を続けている研究者も稀少価値はあるかも知れない。まだ20年は研究できる。21世紀に向けての将来展望のメモを残しておく。

第1には、中国社会主義の進展「すすみ」が、かえって「おくれ」を生み出すことは私のいち早く主張するところであり、「現代中国学の創造」でも述べた警告でもあった⁽⁶⁾。第2には、そのおくれ「封建残余」といわれるも

のを、商品交換の価値のなかに溶かしこめず、宗法関係などを再生産し、家父長制を温存させた、その実体の研究の問題と、いかにしてこの「おくれ」を「すすみ」に変えうるかという新課題がある。第3には、そうした農村の家父長的伝統、「土皇帝」を基盤として生れてくる軍事独裁や「新権威主義」、「開発独裁」の欠陥の問題である。これはいずれも中国の改革、開放の法体系に重大な影響を及ぼす諸要因でもある。

第1の、中国社会主義の「すすみ」が「おくれ」を生み出す問題は、中国社会主義の病理的法則として私はとらえているが、直線的歴史発展の図式をとる教条主義の論者には異質と思われたし、また一般的にも奇異に思われていた。しかし「文化大革命」の共産風が、かえって封建的裸の暴力を噴出させたし、また、残念ながら「天安門事件」においても、「すすんだ」軍隊、人民の軍隊である人民解放軍が、「おくれた」軍事独裁による鎮圧の道具となったことでも、この私の説は裏づけをひとつ加えることになった。プロレタリアート独裁国家である以上、鎮圧機能として軍隊を用いることに不思議はないが、中国の場合は、資本主義発展の「とび越し」による「おくれ」の問題と深刻に結びつく。それ以後中国研究では、いっそう、農村部の小農的な伝統回帰、人民公社解体によるムラ社会的慣習の復活などが論ぜられるようになった。小島朋之氏の『中国共産党の選択』（中央公論社、1991年11月）は共産党の一元的独裁体制、開発独裁の背景にある、中国的世界、もう一つの構造、として、伝統回帰的な小農民の権力無条件的受容の状況をそれと結びつけている。

第2の、宗法観念の問題は、「封建残余」の具体的事例として重要である。封建残余のムラ社会における実態分析はこれまで、あまり深くなく、私はムラ社会の上皇帝の例を詳しく実態的に分析して、こうした学会の欠陥を補強していた⁽⁷⁾。

しかし最近では、近年の生産請負制による小農の伝統回帰、宗族を動員する党員幹部、閉鎖的小宇宙の「蜂の巣政体」などが、社会主義建国以後温存されてきたとする指摘などが出ている。注意すべきは、工業化が進展すると

ともに、血縁的結合などのムラ社会的要素が解体するはずなのに、かえって強化するこの上皇帝や「宗法関係」の問題をどうとらえるかということである⁽⁸⁾。

1991年秋の現代中国学会でも東京大学、東洋文化研究所の研究者たちが宗族社会のこの問題を実証的に研究しており、また慶応義塾大学の地域研究センターの復旦大学教授らとの討論で、旧中国でも、上海の工業化、付近農村の商品経済の発展につれて、小農経済がかえって強固となったという問題が出ている(1991年復旦大学歴史学系主任黄教授らとの討論)。1992年の現代中国学会で、私は「中国社会の宗族的構成」の問題を、現代日本社会の強大な企業統合力の一要因としての「日本社会の家族的構成」論の再評価と関連してとりあげた。中国は「おくれ」を「すすみ」を支える要因に転化させるか。私の報告では、この新課題についても述べた。

第3に、開発独裁や新権威主義の問題である。経済改革は政治改革なしには前進しないとされているが、上に述べた点だけを考えても、中国は東欧やソビエト、ないし欧米の考える、開発、発展の図式とはまったく異なることがわかるであろう。

中国の開発独裁は、農村の土皇帝型独裁を背景としながらも、どのようなものであろうか、この点は先にも述べた。「中国の特色を有する社会主義型開発独裁」の問題でもある。「中国の特色を有する」とは「とび越し」や「おくれ」が「すすみ」を支える問題と密接に関連し、単なる独裁の代名詞として簡単に考えるわけにはゆかない。

1978年の経済改革開始以来、経済政策が88年から引締めに入った段階から、新鋭の若手研究者たちにより「新権威主義」が主張され、私も、その論者と討論したことを記憶している。中国はアジア NIEs などの開発独裁による発展をモデルとしているが、むしろ、台湾、韓国などの開発独裁から民主化への転換の時期に中国では逆に、こうした問題が出てきたといえるし、ここに中国の特色があるといえようか。つまり経済改革先行型で、政治改革は二次的なものとなっている。経済発展優先の「開発独裁」の類型に属するである

う。経済改革10年が生み出した混乱が深刻なものであり、直ちに政治的民主に向かうことの困難さを示すものでもあったろう。それは民主化運動の側からも批判されるべきものとなったのであろうか。今日でも社会主義的権力指導型の経済政策の面がなお残っている。前出小島朋之教授の著書では中国の今後の選択可能性の試論の一つとして「新権威主義」体制への復帰が、91年11月のこの著書の結論で説かれている。

そして今日、政治改革先行型のソビエト共産党の崩壊や東欧の混乱は中国に種々の教訓を与え、ソ連のような共産党の根本的動揺のきざしはない。農村を基盤とした共産党への依存勢力もある。中国の特色をもった社会主義への中国学生らの支持も上昇している。すると現在の、共産党内部の民主化、若がえりのもとでの、経済改革と対外開放のいっそうの推進という道がとられる可能性は高い。私の仮説「中国の特色を有する社会主義型開発独裁」という仮説はこのことを示しているといえるかも知れない。

中国は複雑で多様で各類型は重層化していることは、今日ようやく理解されはじめた。欧米の社会科学や中国研究がこのレベルに達し、世論の同意を得るまでには、まだ時間を必要としよう。その間にも日本と中国の経済交流は大きく前進するであろう。私の研究を含めて、日本の中国研究もなお本格的な大学院や研究所の整備を必要としている。中国の開発と、中国の開発法とはなんであろうか。ただ結論を言えば、中国は、近代資本主義発展の直線の様式とはならないし、とれない。中国は資本主義の発展を「とび越し」たのである。そして中国はしだいに「おくれ」が「すすみ」を支える独白の道を発見してゆくであろう。アジアの「おくれ」は単なる「おくれ」に止まらない。これこそがアジアの世紀となる21世紀の、世界の社会科学の、アジア開発についての最大の課題となるであろう。アジアの時代の起爆力となったものは何か。

むすびにかえて

21世紀の大変動期、アジアの発展期に向けて、中国社会主義は崩壊ではなく、前進の方向をとりつつある。中国の社会主義市場経済の発展と対外開放と日本資本主義のアジアにおける発展のかかわりが問題であり、日中間のイデオロギー論争や異質の体制論争などの過去の亡霊が問題なのではない。しかし日中国交回復20周年の今日、日中間の経済交流の前提となる中国経済改革の構造の社会科学的分析は、まだ日本の学界でも出発したばかりといってもよく、中国開発法の法律的構造の分析も従来は表面的なものに止まっていた。中国経済改革と行政権のかかわり、官僚制の弊害と汚職の法的統制、経済法全体の「変わる」と「変らぬもの」、「すすみ」と「おくれ」の構造分析は本書の各論文により、それぞれの論者の方法論をふまえて解明されるであろう。それは経済契約法、所有権法制などの理解の基礎的部分ともなるであろう。

注(1) 針生誠吉「中国型憲法と改革・開放の重層構造」(『高柳先生古稀記念論文集』所収、専修大学出版局、1992年)。

(2) 針生誠吉「中国経済法をめぐる新状況— 現代中国学・アジア学の新構図—」(『ジュリスト』、有斐閣、1992年2月15日号、995号)。

(3) Karel van Wolferen, *The Enigma of Japanese Power* (Macmillan London, 1989), p. 6. 本論は1989年ロンドン版によったが、その後普及版も出され、入手は容易である。また難文でもあるので、篠原勝訳『日本権力構造の謎』(上、下巻)、早川書房、1990年、は便利である。部分訳なども出され広く知られている。私が「資本主義発展志向型開発独裁」という概念をつくり出したひとつの根拠に、ウオルフレンの capitalist developmental states (CDSs) という用語がある。Japanese, Korean, Taiwanese, を新しい第3の類型として述べているのである。「資本主義発展志向型国家」とでもいうべきであるが、出発点では開発独裁により異常な発展をとげた国々である。開発独裁から現在民主化が進行しつつある国々である。ウオルフレンが「資本主義的発展志向型

開発独裁」という用語そのものを用いているわけではない。資本主義「的」と加えた場合は、社会主義中国を念頭においた私の造語である。

- (4) 中国国務院弁公室「中国的人権状況」(『人民日報』1991年11月2日)。日本語訳文は『北京週報』1991年11月5日号にある。
- (5) 傅倫博「涉外経済法律法規実施中的問題及对策」(『法学研究』1990年1期)。
- (6) 針生誠吉「現代中国学の創造」(『東京都立大学法学会雑誌』第25巻第1号, 1984年), 13~14ページ。「現代中国学の創造」は続いて(2), (3), (4), と4回にわたり, 同雑誌, 第26巻第1号, 第27巻第2号, 第29巻第1号と連載されており, 方法論のみならず, 経済特区の実態調査や経済改革, 政治改革, 法制建設, 経済法などをまとめているので参照されたい。
- (7) 針生誠吉「中国政治改革と法制建設分析の理論構造 —現代中国学の創造(4)—」(『東京都立大学法学会雑誌』第29巻第1号), 75ページ以下参照。
- (8) 野村浩一, 高橋 満, 辻 康吾編『もっと知りたい中国, I, 政治・経済篇』, 弘文堂, 1991年, 所収の湯本国徳執筆部分の49ページ以下「政治体制」参照。